

長久手市ホームページスライドショー運営要領

(目的)

第1条 長久手市ホームページのトップページに設ける画像で情報を案内する領域（以下、「スライドショー」という。）の運用について、次のとおり定める。

(掲載の基準)

第2条 スライドショーに掲載する情報は、次に掲げる項目に当てはまる情報かどうかを基準に決定する。

- (1) 画像として魅力的な写真やイラスト等を用意できること。
- (2) 時節を得た旬の情報であること。
- (3) 市が実施すること。または市が深く関与していること。
- (4) 実質的な対象者数が多いこと。催しは参加（想定）者数が多いこと。
- (5) 市の重要施策に関する取り組みであること。
- (6) 新しい取り組み、稀な取り組みであること。
- (7) 繰り返し提供されている情報でないこと。
- (8) 法令等の定めにより周知する必要があること。
- (9) 掲載することにより、社会や閲覧者に与える実質的効果が高いこと。
- (10) 掲載しないことにより、社会や閲覧者に与える負の影響が大きいこと。
- (11) その他、特に掲載が必要と市長が認めること。

(掲載の手続き)

第3条 情報の掲載を希望する課等は、所定の手続きにより広報担当課に掲載依頼を行う。

- 2 広報担当課は、前項により各課等が掲載依頼した情報の中から、第2条に基づき掲載する情報を決定し、ホームページに掲載を行う。
- 3 前項により掲載決定した情報であっても、その時々状況に応じて、広報担当課の判断により随時変更を行う場合がある。
- 4 掲載依頼されていない情報であっても、広報担当課が掲載すべきと判断する情報については、各課等と協議の上、情報を掲載する場合がある。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が決定する。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。